

平成24年度第6回米子市公共下水道等使用料審議会

日時 平成25年3月15日（金）
午後2時10分から
場所 米子市役所本庁舎3階
第二応接室

日 程

1 開会

2 議事

(報告事項)

(1) 前回審議会開催結果について

(審議事項)

(2) 審議会答申(案)について

3 その他

【配布資料】

- 資料6—1 第5回審議会議事概要
- 資料6—2 経営改善に向けた取組状況
- 資料6—3 審議会答申(案)
- 資料6—4 下水道事業特別会計決算額の推移(見込み)
- 資料6—5 農業集落排水事業特別会計決算額の推移(見込み)
- 資料6—6 使用料体系の変遷

平成 24 年度 第 5 回 米子市公共下水道等使用料審議会議事概要

1 開会

委員 11 人の内 9 人出席により定足数を満たしており、本会が成立していることを確認

2 議事

(報告事項)

(1) 前回審議会開催結果について (資料 5 - 1)

[説明者] 事務局 (宇田次長)

(概要)

前回審議会の概要について報告。

議事録は、鶴田委員、佐藤委員にご承認をいただいている。

第 3 回審議会までで使用料改定が必要であることを説明し、第 4 回審議会では、基本使用料の基本水量及び金額、累進従量制のランク、それぞれの単価、浴場汚水及び温泉汚水の使用料の 3 点について事務局案をお示しし、委員の皆さんの意見を伺った。

大筋のところ合意をいただいているが、温泉汚水の取扱いにおいては、委員の皆さんから様々な意見があった。

[質疑] なし

(審議事項)

(2) 使用料体系の見直しについて

ア 今後の下水道使用料改定スケジュールと前回までの本会議の審議概要について

[説明者] 事務局 (藤岡係長) (資料 5 - 2)

(概要)

本審議会においては、昨年 5 月以来、本市の下水道使用料のあり方についてご審議いただきました。

第 3 回審議会において、下水道事業の収支状況及び今後の見込みについてお示しし、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 か年で累積赤字 496,854 千円を解消するため、資本費平準化債を借り入れながら使用料を 9.51% 程度改定するという合意をいただいている。

将来の利用者との公平性を保つ観点からも、計画的に累積赤字解消を行う必要があることから、速やかに使用料改定を行うのが望ましい。

しかし、長引く景気の低迷を踏まえて、市民に負担を求める使用料の改定は、十分な審議を尽くす必要があり、また、使用料は条例で定めるものであることから、改定に当たっては議会の議決が必要であるとともに、市民への周知期間が必要である。

これらの現状を踏まえ、今回の改定案を反映させた新使用料体系の施行は、平成 25 年度年度中途になると予想される。

仮に、今年 11 月から新使用料体系に改定した場合は、当初の予定よりも短期間で累積赤字解消を図ることになる。

なお、第 3 回審議会でも示した収支見込は昨年夏に作成したものであり、その後、国庫補助事業の状況、収入状況は変化しており、今後の状況も見込みにくい。

最終的な使用料改定率は、今後の財政見通しなどを基に改定時期を含めて決定する予定だが、本審議会では、以前事務局から提示した9.51%という率ありきで使用料改定を考えるのではなく、概ね10%程度の改定という方向でご検討いただきたいと考えている。

[質疑] 細井会長

概ね10%の改定ということですが、審議会としては何を決めたらよいですか。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

現実的には今年11月が改定時期になりますが、平成27年度末の累積赤字解消を目指すとなると、値上げ幅が大きくなることが懸念されますので、平成28年度末の累積赤字解消を目指すということでご理解いただきたいという趣旨です。「平成28年度末の累積赤字解消を目指し、概ね10%程度の改定」という表現でさせていただけたらと考えております。

[質疑] 細井会長

これまでは、今年4月での改定のつもりだったから、平成27年度末の累積赤字解消を目指すという目標で考えてきて、委員の皆さんもそれでいこうかという話になっていましたけど、半年ずれたので前回示された9.51%という改定率では厳しいと、だから平成28年度末の累積赤字解消を目指すということで同じような議論をしましょうということでしょうかね。それでいいでしょうかということ、まずここで合意をとることになりますか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

今までですと、3年ごとに使用料審議会を開催して、その間の使用料を決めていたんですが、今回は、平成28年度累積赤字分を含めて考えたいということです。そうすると、現在の見込みでは10.2%の改定ということになるんですけども、建設の進捗等によっても収支が変わってきますので、答申の中身としては「平成28年度末での累積赤字解消」というのがまず第一で、表現的には概ね10%ということにさせていただけたらというふうに考えているところです。

[質疑] 細井会長

今回、具体的に料金を決めないといけないんですよね。なのに、「概ね」というのが少し理解できないのですが。

[説明者] 事務局（宇田次長）

概ねというのは確かに案としてはおかしいかもしれませんがね。

[質疑] 梅林委員

半年ずれたというのは我々の審議が遅かったということではないですね。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

決してそうではありません。

[質疑] 細井会長

10%程度の改定という方向で、みなさん他に何かございませんでしょうか。

— 一同、異議なし —

[説明者] 事務局（宇田次長）（資料5-3）

（概要）

第1回から第4回までの審議会での委員の皆様からいただいた意見概要をまとめた。答申につながる部分もあり、ご確認いただきたい。資料5-3は審議結果をまとめた資料だが、数点、本日の検討課題も記載している。検討していただく項目についての市の考えは次のとおり。

・使用料改定期間

資料5-2のスケジュールを踏まえ、平成27年度を平成28年度に変更したいと考えている。

・使用料改定時期及び使用料水準（改定率）

改定時期は「25年11月」、改定率は「10%」に変更したいと考えている。

・基本使用料 現在の1ヶ月10m³1,100円を、8m³1,100円とする。

・累進度の引き下げ

なお、浴場汚水及び温泉汚水については、次の資料5-4及び資料5-5で審議をお願いしたい。

[質疑] 佐藤委員

個人的には、使用料の改定で我々市民にだけ負担を求められているという気がしてならないですね。下水道部としても経営努力されていると思うんですが、例えば、上水道と一体化するという案などは出てこないのでしょうか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

上水道との組織一体化については、市議会でも意見や質問が出たりはしているんですが、見通しとしては難しいのかなと思っております。

[質疑] 佐藤委員

例えば、松江市は上水道と一体化していますよね。検討されてみてはと思うんですが。このままだと、赤字が発生するたびに値上げが続きますよね。

[説明者] 事務局（宇田次長）

公共下水道の使用料は、賦課について水道局に委託をしております。上水道下水道で一つの納付書が出るようになっております。できることから、合理化をしなければならないと思っております。

[質疑] 梅林委員

使用料を1割上げますけれども、市としてもこういう努力をしていますと、そういう目玉がな

いと、ただ使用料上げますだけではだめだと思いますよ。今、佐藤委員がおっしゃったように、こういう経営努力をしていますと、将来的にこうしますという目玉を出さないと、ただ赤字だから1割上げますというスタイルではなかなか難しいのではないかと思いますね。

[説明者] 事務局（松岡部長）

経営の改善ということになりますと、現在、使用料の徴収率もどんどん上げてきている状況ですし、水洗化率も年々増加しております、公共下水道については現在84%までになっている状況です。整備の進め方につきましても、例えばマンホールの大きなものを省略するような工法とか、あるいは必要ないところは管径を細くしたりですとか、処理場については長寿命化的な対策とか、人員につきましても全国平均的な維持経費と比較しても少ない方です。

あと、佐藤委員がおっしゃいました上水道との一体化、これについてもこの方向に動いていないというわけではなく、最近企業会計に移行した松江市や鳥取市、また他県の状況なども研究しております。組織を統合するとなると、会計的なこととか、財務システムのこととか、いろいろな準備、条件があります。本市の下水道はまだ企業会計ではありませんので、企業会計に移行するためには、いろいろ手続きや資料整理が必要となり、事務的には一時的にかえって費用がかさむということも出てきます。

そういうことを総合的に考えますと、企業会計に移行する前にいろいろな経営努力をして、経営改善を図った上で次の段階に進みたいというふうに取り組んでいるところです。

[質疑] 梅林委員

水洗化率は84%ということですが、これを上げる努力はしておられますか。

[説明者] 事務局（松岡部長）

年々率を上げてきておりまして、今後もしろいろ方策を考えております。

[質疑] 加藤委員

いまずぐ上水道と一体化しなさいということは佐藤委員も言っておられないと思うんですけど、「いずれは」というよりもちゃんと目標年度を掲げられた方がいいのではないかと思います。

[説明者] 事務局（松岡部長）

組織の一体化の見通しについてなかなかお答えづらかったのは、最終的にはいろいろな大きな条件をクリアした後での話になりますが、その前の段階で幾度か大きな判断を求められることになりますので、例えば、現在はこの段階でこういう取組をしているんですが、次の段階に本当にいくのかということになりますと、また大きな決断をする必要があります。今の段階ですでにルールが敷かれている段階でしたら目標年度などもお答えできるんですけども、今はまだそこまでにいくつかの大きなハードルがあるものですから、最終的なところまでの目標時期をお答えしかねたということで、少し回答が後退したかのように受け止められたかもしれません。

今の段階で言いますと、累積赤字がある中で、更なる先行投資は大変厳しいものがありますので、累積赤字を解消した上で企業会計導入の検討を行うという考え方で取り組んでいるところです。

[質疑] 佐藤委員

我々はこちらでそういう説明を受けるのでいいですが、市民の皆さんに10%値上げをしますよと言ったときに単純に「なぜ我々だけに負担を」という話になりかねないので、そういう方向性でも見えた方が値上げしやすいのではないかと思います。広報でもしてやっぱり何か見えるものがないとね。市報は、見ない人もいるから、あまりあてにできるわけではないけどね。

10%値上げして平成28年度赤字解消できるというのも確約ではありませんよね。市としても我々の方も努力しますよという姿勢を見せてもらわないと。

[質疑] 細井会長

下水道部と市民の方が集まれるような会議というのは、本会以外にありますか。

[説明者] 事務局（松岡部長）

ほかにはございません。

[質疑] 細井会長

ここで議論していることがどれぐらい外に出ていくか分かりませんが、下水道をされている専門の方と市民が一緒になって相談・議論する場がここしかないから、先ほどからいろんなご意見が出ていると思うんです。佐藤委員が最初におっしゃったのは、市民の皆さんが持っている感覚だと思うんですけれども、いつまで値上げが続くのかということだと思うんですね。どうしてもそういう不安があるわけですね。料金等は別にしても、下水道部でこんなことをやってきましたとか、こういう努力は続けていますとか、例えばこんなことを考えていますとか、どういうビジョンを持っているのかとか、そういうこともいろいろ聞かせてもらって、頑張ってもらっているとか託せるということを知りたいということだと思うんですけれどね。

多分、下水道部からしてみれば、これだけの施設を動かして事業をやっているのも今までの安すぎるんだというのが本当のところなんだろうけど、やっぱり少しそういう話も聞かせてもらいたい、知りたいということですね。

[質疑] 佐藤委員

昨年春、農集の料金統一説明会に行ったときに、農集の料金が上がるということを事前に知っていた人がどれだけいたでしょうか。下水道部は市報でお知らせしましたと言われるけれども、市報に小さく載せたところで読まない人は読まないんですよ。市報だけで周知できるかという問題もあるんですよ。やっぱり値上げをするからには先々こうなっていくですよという今後の方向性、ビジョンをきちんと何かで示して、その上で値上げもしますよと言えば、納得もしやすくなるでしょうし、そうすべきではないでしょうか。

[説明者] 事務局（景井係長）

昨年4月の料金統一の際には、その前年の5月に各家庭全てに料金統一しますというパンフレットを納付書と一緒に送付しておりまして、年が明けてからも改めて各家庭に住民説明会のご案内とあわせて、料金統一に関する説明文を再度、郵送させていただきました。市報やホームページでも、広報させていただきました。

[質疑] 上村委員

累積赤字の早期解消のためという理由で、説明会で10%改定に市民が納得するでしょうか。先々こういうことをやりたいからという理由でもあれば納得もいくと思うんですが。今、話を聞きながら、本当だなあとお思います。

[質疑] 加藤委員

(普及の促進について) 事前に、お宅は下水道に接続されますかというアンケートはされていますか。

[説明者] 事務局 (松岡部長)

しておりません。農集は接続同意書付きで出てきているんですけど、そうはいつでも今の農集の水洗化率は80%弱です。接続に当たって個人の負担がありますので、そのあたりはなかなか難しいところがありまして、そういう意味で我々も無利子融資制度とか作ってやってきております。

[質疑] 谷本委員

今後も水洗化率が上がっていくだろうということで整備を続けられるわけですか。それは見直しが無いんですか。

[説明者] 事務局 (松岡部長)

接続支援策をもっと充実させていく必要もあるでしょうし、接続指導も強化していく必要があると考えておまして、その辺の取り組みは進めてまいります。

[質疑] 佐藤委員

徴収率にしても普及率にしても市民負担ばかりなんです。だから、収支計画なり経営分析なり今後こういうふうを考えていますよということをもっと広報されたほうがいいのではないかなと思うわけなんです。

[質疑] 梅林委員

例えば普及率84%が90%になると、どれぐらいの効果があるんですか。

[説明者] 事務局 (松岡部長)

単純に言えば、使用料収入の6%ぐらいは違ってきますね。

[質疑] 梅林委員

ある程度そういう目標を立てながら、さっきから言いますように、値上げしますということだけ言っているようではなかなか納得されないのではないのでしょうか。

[説明者] 事務局 (松岡部長)

毎年、目標の徴収率や水洗化率を決めて、取り組んできてはおります。ホームページにも載せ

たりはしているんですが。

[質疑] 梅林委員

もっと、全世帯に配布みたいなことまでしないと、周知できないと思いますよ。

[質疑] 宇田川委員

平成28年度になった時点でまた検討するわけですよね。今後工事をやっていく中で、例えば工事費がどのくらいかかって、これくらい接続していただくとこれくらい収入があって、というシミュレーションは当然なさっての工事ということになるんでしょうね。仮に黒字が出て、料金を下げましょうかという話にはなりませんよね。先のことは分からないということもあるので、先ほど皆さんが言われたような見通しがないと、審議会の前提は値上げみたいなことではちょっとどうなのかなという気はいたします。

[質疑] 細井会長

おっしゃったことは、累積赤字の解消は、料金値上げしかないのかということだと思っておりますよね。累積赤字の解消のために現在もいろんなことをやっているということをもっと出して欲しいということだと思っておりますね。下水道部に見てみると、これまで説明したことはもうネタにはならなくて、まだ説明していない新しくやったことしか出せないと思っていられるかもしれないですけど、先ほどからいろいろ意見が出ているように、これまで過去からやってきた経営努力を説明されたつもりでいるけれども、市民は必ずしもそれを理解していない、だからまだまだ説明が足りないと言われていていると思っておりますよ。ですから、広報のやり方も、そして中身も、これまでこういう経営努力をやってきてそれで累積赤字をこの程度に抑えているが、将来の累積赤字を抑えるためにもこんなことをやることを検討していると、例えば普及率にしても現在84%ならば、あと16%上げしろがあるということですよね。これを上げるために今こういう制度を作っています、あるいはこういうキャンペーンをやりますとか、いろんな努力をされていることをもう少し宣伝してもらいたいということだと思っておりますよ。そうしたら、料金上がるとなっても仕方がない、納得できるという話なのかなと思いますね。

[説明者] 事務局（松岡部長）

ここでいただいた答申に基づいて議会で議決いただいて、周知の期間も設けておりますので、その中でおっしゃられるようないろんな取組とか周知できればと思います。

[質疑] 佐藤委員

値上げは仕方ないとは思いますが、先ほど言いましたような事を考えて出された方が、値上げがしやすいんじゃないかということですね。何もしていないんじゃないかと言っているのではなくて、そういうことが目に見えてきませんから、もっと出された方がいいんじゃないかということです。

[質疑] 加藤委員

公共施設も順次接続しておられますよね。

[説明者] 事務局（松岡部長）

はい、しております。単年度で全部というわけにはいきませんが。

[質疑] 細井会長

広報はこういうふうにしたらいんでしょうね。市報に出しても市報は読まないと言われるとね。

[質疑] 加藤委員

読まないのが前提なんていわれると、作っている方はたまらないですけどね。

[質疑] 梅林委員

校区単位で説明会を開いていただくとか、自治会長を通じて配布回覧するとかいうスタイルでやってもらうとかね。

[説明者] 事務局（宇田次長）

ただいまご指摘いただきました点につきましては、もちろん答申書にも反映させる必要がございますし、説明会にあたっては留意して取り組んでいきたいと思っております。次回、答申のまとめの話になりますので、そのときに今ご指摘いただいたことで新たに出せる資料があれば、経営努力について説明できればと思っております。

ただ今、10%の値上げということで話をすすめていっていいのかということなんです。

[質疑] 細井会長

委員の皆さんは多分10%については仕方ないと思われていると思うんですが、先ほどからお話してまますのは、市民と下水道部が議論する場がここしかないということなので、こういう意見が市民から出ているということを下水道部に知ってもらいたいなあとと思うので、ちょっと話をしてもらったんですけどね。せめてここに来ておられる皆さんには、これまでの努力とか今後やろうとしていることのような情報をもっと出してもらいたいと。

[質疑] 梅林委員

例えば、素直に10.2%の値上げをしますよと、それでこういう努力によって10.0%に抑えますよとかいうスタンスになりませんか。

[質疑] 上村委員

とにかく市報だけではなく、もっと市民が分かりやすい納得しやすいようなPRをしていただきたいですね。

[質疑] 細井会長

10%値上げは、本当のところは、支出の面でもやらなければならないことをギリギリ削っての10%だと思うんですよ。この下水道部の建物見ても分かりますし、更新、補修していかなければならないものは一杯あると思うんですよ。そういうことも先送りしての10%なので、こういうことは本当はやらなければならないけれどもこれも先送りしていますというようなこ

とも、言いにくいかもしれないけど、市民には言った方がいいんじゃないかなと思いますね。

[質疑] 上村委員

それは言ってもらわないとね。

[質疑] 細井会長

そういうことは言われていないですもんね。下水道部では支出を削って削っての計算をさせているので。

[説明者] 事務局（松岡部長）

いろいろなものをたくさんの資料でもっていっぺんに説明しておりますので、一回の審議の内容も濃いですし、またこちらは時期的なものを含めて範囲内で抑えようとするものですからなかなか分かりづらいかもかもしれません。ただ、おっしゃられるようなことも、今後の経営改善は見込んだ上で収支計画を入れてはおります。またその辺りを改めて分かりやすく説明させていただきたいと思います。なお、水洗化率は平成23年度末で85.4%です。失礼しました。

イ 温泉汚水の使用料について（資料5-4）（資料5-5）（資料5-6）

[説明者] 事務局（宇田次長）

（概要）

前回の審議会において、浴場汚水と温泉汚水の使用料単価について、委員の皆様から意見をいただいた。

「温泉汚水にかかる有収水量と使用料調定額の現状」及び「認定水量等の現状」を説明

全体の有収水量に占める温泉汚水の割合 4.95%

全体の調定額に占める温泉汚水の割合 2.24%

温泉汚水は、浴槽1杯分を認定水量としている。

現行の使用料体系は、累進従量制を採用せず、1m³当たり税込みで73.5円としている。これは、一般排水よりも処理経費が低いこと、温泉旅館業は排水量を減らすのが困難な事業であること、市として温泉水を使用する観光関連施設に対して一定の配慮をする必要があるためである。前回は、20%の改定案を提案したが、今回は20%、14.3%、10%の3つの案を提案し、資料5-4の4に基づき、改定シミュレーションについて説明した。

[説明者] 事務局（景井係長）

（概要）

「使用料改定を行った場合のシミュレーション」

前回審議会でも、委員から、「平均的な使用料を納めていただいている旅館が、改定案により使用料がいくら増額となるのかのシミュレーションを作成する」という依頼があった。

資料5-4の4は、第4回審議会でも示した使用料シミュレーションのケース1、ケース2で一般汚水の使用料を算定し、これに温泉汚水の使用料の3パターンで算定し、合計額を算出したものである。

この旅館の例では、一般汚水と温泉汚水の年間排出量は、ほぼ同量であるが、現行の使用料調

定額は、一般排水の使用料が温泉汚水の3倍程度となっている。

ケース1 基本水量8 m³ 基本料金 1,100円とし、250 m³の水量区分を増設
残りのランクを同率程度改定した案

ケース2 基本水量8 m³ 基本料金 1,200円とし、250 m³の水量区分を増設
ケース1に比べて基本料金分の増収が大きくなるため、累進度は抑えられる。

[説明者] 事務局（宇田次長）

（概要）

前回の審議会での事務局案では、一般汚水の使用料単価の1/2を温泉汚水の単価とするという案をお示しした。委員の皆様からは、温泉汚水の使用料改定は、ある程度はやむを得ないとしながらも、配慮が必要であるというご意見、また、改定率は一般汚水と同程度まででという意見等もいただいたところである。

資料5-5で温泉汚水を3案作成したものを示しており、各案の使用料収入見込み額を試算した。

改定案A 前回事務局案（84円 税抜き）

改定案B やや抑制したもの（80円 税抜き）

改定案C 一般汚水と同程度の改定とした案（77円 税抜き）

温泉汚水の調定額の割合は、全体の2.24%程度であり、温泉汚水よりも一般汚水の改定をどうするかが、下水道事業収支にとって大きな影響を及ぼす状況となっている。

資料5-6で、浴場温泉排水の改定率によって、一般排水の改定率がどう変わるのかを説明した。

[質疑] 加藤委員

例えば、温泉料金を1割上げると、その差額はほかのみんなでカバーしないといけないですね。

[説明者] 事務局（宇田次長）

それは一般料金の方に行くんですけど、一般料金は累進従量制ですので割格的には大口利用者の負担が大きくなるかと思います。

[質疑] 宇田川委員

今回の話とは関係ないかもしれませんが、皆生温泉は入湯税も負担しています。先日、政策的配慮も考えていただいたらというお話もありましたから…。先ほど皆さんが言われたように、将来的にどうなるのか分からなくて、まあ経営努力はしていただいているんですけどそれが見えてこないのに、1割上がりますとか2割上がりますと言われても、ああそうですかとなかなか言いにくい状況であります。

[質疑] 細井会長

先ほど説明がありましたように、温泉水の全体に占める割合が少ないので、温泉料金の変化ほどは、それ以外への負担は少ないといえ少いということです。

[質疑] 佐藤委員

一般排水と同じ10%値上げでいいんじゃないでしょうかね。それ以外の例えば8%とか政策的な配慮をする方法もあるんでしょうけど、この場ではひとまず10%でいいんじゃないでしょうか。

[質疑] 細井会長

温泉排水処理単価を一般排水の1/2という考え方でやると20%の改定になるけれども、一般排水が10%の改定をするので、浴場温泉排水も同じでいいのではないかとというのが佐藤委員さんのお考えですね。

[質疑] 佐藤委員

以前、温泉水は使用水量が量りにくいと言われていましたでしょうか。量る方法はないのでしょうか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

排水量を直接計量する装置としては、電磁流量計とか超音波流量計とか高価な流量計が必要になりますし、相手方に設置していただいた場合管理の問題がありまして、例えば電源を切られたらメーターの算定ができませんので、計量は難しいものがあります。また、塩分濃度が高いため、メーターが故障すると言われております。

[質疑] 加藤委員

本日の配布資料で言うと、ケース6-1（浴場温泉排水改定率10%）になるんですね。

[質疑] 細井会長

そうですね。では温泉排水については1割増と言うことにさせていただきますでしょうかね。

— 一同、異議なし —

ウ 下水道使用料改定案について（資料5-6）

[説明者] 事務局（栢本主任）

（概要）

本日配布資料ケース6-1は、平成25年11月に使用料を改定、平成28年度末の累積赤字解消を目指し、改定により178,000千円程度の増収を見込んだ案。ケース6-1の概要を説明した。

[質疑] 細井会長

ケース6-1はどうかということですが、質問、コメントいかがですか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

さきほど温泉排水の改定率が一般排水の改定にどのくらいの影響を与えるかという話が出ましたが、ケース4とケース6-1を比べてみていただきますと、一般家庭の水量ランクではほとんど差がないことがお分かりになるかと思います。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

あと、この資料は年間使用料収入を平成23年度の決算で入力しておりますので、この改定率は、平成23年度決算を新しい料金体系で計算し直した場合で10.59%という数字が出ております。実際のところは使用水量など大変見込みにくい点もございますし、平成24年度自体もまだ決算が出ておりません、あと、毎年度同額の使用料収入が入ってくるわけでもありませんので、このケース6-1がぴったり10%となっていないんじゃないかと思われるかもしれませんが、そのあたりはご理解をお願いしたいと思います。あくまでシミュレーションとしてのものです。ページ下の、実際にお願いすることになる使用水量ランクごとの使用料額表についても、イメージの表として捉えていただきたいと思います。

[質疑] 細井会長

改定原案まで示されていますけれどもよろしいでしょうか。

— 一同、異議なし。 —

[質疑] 細井会長

これで仕方ないかなという雰囲気でしょうか。なるべく気持ちよく納得していただくために、もし次回もう一度あるようでしたら、お話にも出ましたが、すでに一度説明していただいているのかもしれないけど、できれば分かりやすいこれまでの経営努力とこれからの経営努力をもう一回お話していただいたら、それぞれみなさんもお帰りになったときに、周辺の皆さんに答えやすいかなあと思いますね。

3 その他

(1) 今後のスケジュール、審議事項について

[説明者] 事務局（藤岡係長）

(概要)

次回審議会は、3月に開催予定である。

次回は、今までの経営努力、今後の方向性を分かりやすい資料でお示しさせていただく。

今回の審議内容を整理し、平成24年度米子市下水道使用料等審議会答申（案）を作成し、委員の皆様にご検討いただきたい。

また、今回の議事録については、谷本委員、伊藤委員にご承認いただき、確定とさせていただきたい。よろしく申し上げます。

4 閉会

【今までの取組状況】

支出の抑制

1 維持管理費の適正化

(1) 維持管理費の抑制

- ・ 青木処理場のポンプ場化（平成16年度～）
効果額 年間20,000千円
- ・ 汚泥のコンポスト（肥料）化・セメント業者への引渡し（平成19年度～）
効果額 年間37,000千円
- ・ 境港市への処理委託
老朽化した旭が丘汚水処理場（大篠津町）について、施設の更新を行わず境港市の公共下水道施設に接続工事して汚水処理を行っている。
汚水処理場は解体しマンホールポンプ場として稼動中。平成22年度 接続工事 平成23年度 境港市へ汚水処理委託開始
- ・ 水道局への徴収委託
公共下水道の検針・集金等を水道局へ委託することにより、賦課徴収経費の抑制を図っている。
- ・ 電気、機械設備の延命化

(2) 委託費の抑制

- ・ 委託先(財)米子市生活環境公社の人員体制を45人から38人に削減（平成19年度～）
効果額 年間17,000千円

(3) 人件費の抑制

- ・ 特殊勤務手当の廃止（平成18年度～）
効果額 年間1,383千円
- ・ 定員適正化による人員減（平成18年度 58人 → 平成24年度 55人）

(4) その他

- ・ 不明水調査の実施、包括民間委託導入の検討

2 建設コストの縮減

- ・ 管渠工事費の縮減 … 最小管径の見直し(Φ200→Φ150)、曲管導入によるマンホール数の縮減、小型マンホール導入
効果額 年間37,000千円

3 支払利息の削減

- ・ 過去に借りた年利5%以上の高利率地方債を、低利率地方債へ借換えし、利子負担の軽減を図った（平成19～21年度 公的資金補償金免除繰上償還制度）。年利5%未満の地方債についても、より低利率地方債へ補償金免除で借換えるよう、全国市長会に要望を行っている。
効果額（平成20～33年度）
1,320,296千円

収入の確保

1 使用料徴収率の向上対策

- ・ 電話催告や戸別訪問、新規滞納者への早期接触、徴収マニュアルの整備
平成23年度末現年度分実績 97.9%
- ・ 滞納処分の早期実施等を行い債権管理を徹底するとともに、研修等による徴収技術の向上に努めている。
(18年度末現年度分実績 96.9%)

2 水洗化率の向上対策

- ・ 普及員を雇用し、年次的に水洗化率の向上を図っている。
平成23年度末実績 85.4%
- ・ 水洗便所改造資金融資の実施
(18年度末実績 81.0%)
改造工事1件につき80万円以内、無利子。ただし、供用開始から3年経過後の改造工事については、年利3.5%以内の有利子。

3 料金水準・料金体系の適正化

- ・ 審議会の設置、開催
公共下水道等使用料審議会の設置（平成18、21、24年度） ⇒ 前回の料金改定（平成19年度 15%）

その他

1 市民への情報提供

- ・ 住民説明会 … 供用開始する地域で住民説明会を実施し、下水道事業に対する理解と使用料納付への協力をお願いしている。
- ・ 米子市ホームページ … 審議会資料の公表（平成18、21、24年度）、「中・長期事業計画」の公表（平成21年度～）
下水道事業の決算状況及び経営分析（毎年度）
- ・ 広報よなご … 使用料改定（平成19年）、料金統一及び水量認定方法の一部見直し（平成24年）

2 資産の有効活用等

- ・ 平成21年度に、米子港中継ポンプ場施設のマンホールポンプ場化に伴い不用となった土地を売却した。

3 安来市吉佐地区の汚水処理受託

- ・ 平成22年4月から安来市吉佐地区の汚水処理を、委託協定に基づき実施している。

【今後の予定・方向性】

左記の取組項目を引き続き実施することに加え、更に下記の項目について実施・強化し、経営健全化に努める。

維持管理費の適正化

(1) 維持管理費の抑制

- ・ 汚泥のコンポスト化、セメント化に加え、成型炭化業者への引渡しを実施し、汚泥処理費の節減を図る（平成25年度～）。

効果額 年間 2,000千円

・ 施設の延命化

施設の長寿命化計画を策定し、予防保全型維持管理を行う。

・ 施設管理の効率化

施設台帳を整備し、効率的な施設管理を実施する。

- ・ 人件費の水準及び定員適正化に関しては、米子市行財政改革大綱実施計画及び米子市定員適正化計画に従って、引き続き定員適正化を実施する。

使用料徴収率の向上対策

- ・ 平成26年度末現年度分目標設定 98.6%

・ 徴収体制の強化

徴収員の増員（平成25年度から）

・ 債権管理条例の制定（平成25年度から）

市の債権の管理の適正化を図るため、債権の管理に関する事務処理（債権が履行されない場合の措置等）について、必要な事項を定める。

水洗化率の向上対策

- ・ 水洗便所改造資金融資制度拡大（平成25年度から）
供用開始から3年経過後の改造工事についても、40万円までは、無利子融資とする。

その他

1 市民への情報提供の充実

- ・ 広報方法の検討

2 経営体制の強化・確立

- ・ 経営体制の強化を図るため、組織の機構改正を行う。

3 下水道事業中長期計画の見直し

平成22年度に作成した中長期計画の検証実施により、今後の投資計画及び財政計画の見直しを行う。

平成 年 月 日

(案)

米子市長 野坂康夫様

米子市公共下水道等使用料審議会
会長 細井由彦

米子市公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に係る料金水準及び料金体系について (答申)

平成24年5月29日付けで諮問された標記の件について、慎重審議の結果、次のとおり結論を得ましたので答申いたします。

記

1 使用料水準及び体系

公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料については、現行の使用料より平均10%引き上げた金額とし、下表のとおり改定されることが適当である。

使用料体系 (1か月分の税抜き金額)

使用料区分	現 行		改 定	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
基本使用料	10 m ³ まで	1,100 円	8 m ³ まで	1,100 円
超過使用料 (1 m ³ 当たり)	10 m ³ 超～20 m ³	120 円	8 m ³ 超～20 m ³	132 円
	20 m ³ 超～50 m ³	154 円	20 m ³ 超～50 m ³	171 円
	50 m ³ 超～100 m ³	200 円	50 m ³ 超～100 m ³	223 円
	100 m ³ 超～500 m ³	236 円	100 m ³ 超～250 m ³	242 円
			250 m ³ 超～500 m ³	260 円
	500 m ³ 超～1,000 m ³	244 円	500 m ³ 超～1,000 m ³	270 円
1,000 m ³ 超～	260 円	1,000 m ³ 超～	275 円	
公衆浴場から排除される汚水 及び温泉汚水 (1 m ³ 当たり)		70 円		77 円

2 使用料改定の時期

使用料算定期間は、平成25年度から平成28年度の4か年とする。

改定時期は、下水道事業の健全化を勘案すると、使用料の改定についての市民への十分な周知を行った上で、早期に改定することが望ましい。

なお、下水道使用料は、公共料金としてできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことになる。このため、今後においても、適時適切にその時期を逸することなく使用料改定を検討すべきである。

3 付帯意見

当審議会は、米子市の使用料改定について、慎重に審議を重ねた結果、全委員一致で、下水道使用料の改定はやむを得ないものであり、新使用料体系のとおり改定する必要があるとの結論に達した。

景気の長期低迷のもとでの使用料改定は、使用者への負担増を求めるものであり、市においても、経営の合理化・効率化などの一層の経営改善を進めていかなければならない。

今回の使用料改定後においても、引き続き経営改善を行い、財政の健全化に努めることが前提となることから、次の事項を要望する。

(1) 普及促進に向けた努力

下水道事業は、使用者の増加による収支改善効果が高い事業であることから、普及率及び水洗化率の向上を強力に推進する必要がある。

また、下水道への接続に当たっては、受益者負担金のほか、宅内配管工事経費の個人負担が生じるため、現行の融資制度の広報を強化するとともに、融資制度の拡大も検討する必要がある。

(2) 明確な経営見通し

米子市の下水道は、整備終了まで25年程度を要する一方で、事業開始時の施設は改築、更新の時代を迎えている。今後の整備を進めるに当たっては、施設の改築・更新経費を含めた将来の負担を明らかにするとともに、歳入確保の視点を持った収支計画を立て、適切な経営分析を行う必要がある。

(3) 市民への広報活動の充実

下水道事業の健全経営のためには、独立採算制の原則による汚水処理費の利用者負担について、市民の理解と協力が不可欠であり、下水道及び下水道事業経営についての市民周知への広報活動の充実に努力すべきである。

答申の考え方

1 公共下水道事業及び農業集落排水事業の現状

米子市の公共下水道事業は、昭和49年の供用開始から40年近くが経過し、平成23年度末の地方債残高は約416億円に達している。事業開始当初に整備した区域は、大規模修繕や施設更新の時期を迎えている一方で、全国平均に比べて整備の進捗率は低く、事業完了まで25年程度を要する。景気の低迷が続く中、使用料収入の大幅な増収は期待できず、このまま推移すると平成28年度末の累積赤字は約6億円程度となる見込みである。

一方、農業集落排水事業は、既に整備は完了しているが、毎年度、一般会計からの基準外繰入れにより歳入不足を補てんしており、財政基盤は脆弱である。

2 使用料改定に対する基本的な考え方

厳しい経済情勢や、近い将来に見込まれる消費税の増税などにより、市民生活は極めて厳しい家計のやりくりを余儀なくされるが、一方、公共下水道事業の大幅な累積赤字を放置すれば、後年の使用者負担が増加し、世代間の負担の公平上、問題がある。

平成21年度の使用料審議会では、累積赤字の解消が計画どおりに進んでいることを踏まえ、使用料改定を見送った。しかし、その後、面整備の進捗の鈍化等により使用料収入が伸びなかったことなどにより、平成25年度以降の収支計画では累積赤字が増大する見込みとなっている。この赤字を使用料改定によらず、一般会計からの繰入金で賄うことは、一般会計の財政運営を硬直させる要因の一つになるとともに、使用者でない市民の税金が公共下水道事業に投入されていることになり、公平な税負担とは言い難い。

独立採算制の原則から、公共下水道事業の経営健全化のためには、現段階で、使用料改定を実施することはやむを得ないと考える。

なお、公共下水道事業と農業集落排水事業は、平成24年度に使用料を統一したこと、また、農業集落排水事業は、一般会計から赤字補てんを行っていることを踏まえ、使用料改定は、公共下水道事業の累積赤字解消を前提に設定した改定率とする。

3 使用料改定時期及び算定期間

使用料改定時期は、後年にずれるほど将来の使用者へ負担を転嫁することになる。このため、使用料改定について、市民への十分な周知を行った上で平成25年度早期の使用料改定が望ましい。

また、算定期間については、下水道使用料は、公共料金としてできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことになる。このため、今回の使用料の算定期間は、平成25年度から平成28年度までとし、今後の使用料改定は、平成28年度以降の適切な時期に見直しを検討するべきである。

4 使用料水準（改定率）

平成28年度末の累積赤字の解消を目指し、平均改定率を約10%とする。

5 使用料体系

(1) 基本体系

現行どおり、基本使用料に累進従量制を加算した二部使用料制とする。

(2) 基本使用料

高齢化の進展や単身者世帯の増加、節水機器の普及などで、現在の基本水量の10 m³以下しか使用していない世帯が全体の3割強であること、また、上水道の基本水量が8 m³であることを踏まえ、基本使用料の水量を8 m³とする。

また、下水道事業は、巨額の先行投資を伴う事業であることから、固定的経費の占める割合が高いため、固定的経費を基本使用料ですべて回収するとなると、基本使用料が高くなり過ぎ、その結果、一般世帯の使用者の負担が大きくなるといった問題がある。また、近隣市の基本使用料が現在の米子市と同程度であることも踏まえ、基本使用料は現行の1,100円のまま据置とする。

(3) 累進度

平成23年度の米子市の規模別汚水量及び収入状況を見ると、汚水量1,000 m³以上の事業者(5.5%)の調定額が全体の約34%を占めている。

水量ランク区分を増やすことにより、単価間の格差を縮め、使用料引上げによる事業所に及ぼす影響を軽減することが望ましい。また、大口需要者は、改定率が低くても金額にするとその影響が大きいため、累進度を引き下げる。

(4) 公衆浴場汚水及び温泉汚水

公衆浴場汚水の下水道使用料については、入浴料金が物価統制令によって上限額が定められていることや、公衆衛生や最低限の生活水準を維持するために浴場経営に配慮する必要があることから、一般汚水の平均使用料単価の1/2とするのが望ましいが、現状の厳しい経営状況を踏まえ、一般汚水と同様に10%の改定率とする。

また、温泉汚水については、一般汚水よりも処理経費が低く、温泉旅館業は排水量を減らすことが困難な事業であることから、従来どおり公衆浴場汚水と同単価とする。

米子市公共下水道等使用料審議会委員名簿

(敬称略：順不同)

	氏 名	所 属 等
会 長	細 井 由 彦	鳥取大学教授
副会長	宇田川 英二	皆生温泉旅館組合組合長
委 員	伊 藤 邦 員	中国税理士会米子支部
同	梅 林 良 一	米子市自治連合会副会長
同	中 山 哉	米子商工会議所青年部会長
同	加 藤 洋 子	男女共同参画推進会議米子会長
同	上 村 文 乃	米子市生活学校連絡協議会会長
同	武 内 和 子	公共下水道使用者
同	谷 本 弘 子	農業集落排水施設使用者
同	佐 藤 信 彦	農業集落排水施設使用者
同	鶴 田 尚 美	公共下水道使用者

審議経過

	開催日及び会場	審議内容等
第1回	平成24年5月29日 市役所第2応接室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱、正副会長選出 ・ 下水道事業の概要について ・ 使用料改定の経過説明
第2回	平成24年7月27日 下水道部内浜処理場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業の財政状況及び平成23年度決算状況について ・ 下水道内浜処理場施設視察
第3回	平成24年9月19日 下水道部中央ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料算定手順について ・ 公共下水道の整備状況 ・ 下水道事業の収支計画について
第4回	平成24年11月26日 下水道部中央ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料の見直しについて 基本使用料 水量区分 公衆浴場汚水及び温泉汚水 改定シミュレーション
第5回	平成25年1月23日 下水道部中央ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料の見直しについて 基本使用料 水量区分 公衆浴場汚水及び温泉汚水 改定シミュレーション
第6回	平成25年3月15日 市役所第2応接室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案について

下水道事業特別会計 歳入歳出決算額の推移(見込み)

資料6-4

1 歳入

(単位:千円)

	H23	H24見込み	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
受益者負担金	128,259	157,333	178,721	178,721	178,721	178,721	178,721	178,721	178,721	178,721	178,721
下水道使用料	1,680,546	1,703,315	1,768,556	1,915,097	1,936,073	1,938,857	1,949,569	1,956,766	1,971,846	1,985,255	2,002,757
その他の使用料	1,332	1,360	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332
総務手数料	342	751	342	342	342	342	342	342	342	342	342
国庫補助金	747,160	769,810	800,000	809,500	824,500	818,250	820,000	810,000	815,000	820,000	822,500
一般会計繰入金	2,060,271	2,060,271	2,060,271	2,060,271	2,060,271	2,060,271	2,060,271	2,060,271	2,060,271	2,060,271	2,060,271
延滞金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市預金利子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水便改造貸付金元利収入	87,100	64,100	76,500	76,500	76,500	76,500	76,500	76,500	76,500	76,500	76,500
雑入	17,395	12,972	12,604	12,904	13,204	13,504	13,804	11,325	6,473	6,473	6,473
地方債	1,138,900	1,234,600	1,203,000	1,186,300	1,164,900	1,162,500	973,000	973,900	961,500	947,000	934,700
前年度繰越金	24,640	56,120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財産収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5,885,945	6,060,632	6,101,326	6,240,967	6,255,843	6,250,277	6,073,539	6,069,157	6,071,985	6,075,894	6,083,596

2 歳 出

	H23	H24見込み	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
一 般 管 理 費	171,051	147,711	154,311	154,311	154,311	154,311	154,311	154,311	154,311	154,311	154,311
施 設 総 務 費	355,872	309,414	309,554	309,694	309,834	309,974	310,114	310,254	310,394	310,534	310,674
施 設 維 持 費	542,617	580,820	600,820	620,820	640,820	660,820	680,820	700,820	720,820	740,820	760,820
事 務 費	130,293	130,395	130,395	130,395	130,395	130,395	130,395	130,395	130,395	130,395	130,395
管 渠 等 築 造 費	1,529,043	1,738,920	1,821,960	1,720,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000
災 害 復 旧 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元 金	2,128,340	2,119,792	2,230,636	2,322,706	2,359,582	2,405,141	2,404,328	2,388,770	2,385,056	2,358,911	2,313,478
利 子	881,800	871,857	863,034	841,875	818,199	792,770	767,145	739,082	710,980	682,273	653,318
繰 上 充 用 金	493,074	402,265	301,392	310,776	169,611	46,910	△ 29,956	63,618	138,094	198,065	219,415
計	6,232,090	6,301,174	6,412,102	6,410,577	6,302,752	6,220,321	6,137,157	6,207,250	6,270,050	6,295,309	6,262,411

歳 入 総 額	5,885,945	6,060,632	6,101,326	6,240,967	6,255,843	6,250,277	6,073,539	6,069,157	6,071,985	6,075,894	6,083,596
歳 出 総 額	6,232,090	6,301,174	6,412,102	6,410,577	6,302,752	6,220,321	6,137,157	6,207,250	6,270,050	6,295,309	6,262,411
歳 入 歳 出 差 引 額	△ 346,145	△ 240,542	△ 310,776	△ 169,611	△ 46,910	29,956	△ 63,618	△ 138,094	△ 198,065	△ 219,415	△ 178,815
翌 年 度 繰 越 財 源 額	56,120	60,850									
翌 年 度 からの 繰 上 充 用 額	△ 402,265	△ 301,392	△ 310,776	△ 169,611	△ 46,910	29,956	△ 63,618	△ 138,094	△ 198,065	△ 219,415	△ 178,815

単 年 度 収 支	90,809	100,873	△ 9,384	141,166	122,701	76,866	△ 93,575	△ 74,475	△ 59,971	△ 21,350	40,600
うち資本費平準化債A	200,000	200,000	180,000	180,000	180,000	180,000	0	0	0	0	0
うち特別措置分B	224,000	216,000	208,000	200,000	192,000	184,000	176,000	168,000	160,000	150,000	140,000
A及びBを除いた単年度収支	△ 333,191	△ 315,127	△ 397,384	△ 238,834	△ 249,299	△ 287,134	△ 269,575	△ 242,475	△ 219,971	△ 171,350	△ 99,400

農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算額の推移(見込み)

資料6-5

1 歳入

(単位:千円)

	H23	H24見込み	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
受益者負担金	4,589	1,926	885	0	0	0	0	0	0	0	0
施設使用料	151,570	147,603	154,775	166,931	167,765	168,604	169,447	170,294	171,146	172,002	172,862
国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般会計繰入金	330,884	341,626	344,023	333,063	336,942	340,873	346,886	351,950	357,951	363,896	369,871
水便改造貸付金元利収入	89,800	50,943	39,573	20,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
雑入・その他	3,295	1,637	5,746	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	111,000	124,000	140,000	146,000	153,000	161,000	168,000	176,000	184,000	190,000	194,000
前年度繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 A	691,138	667,735	685,002	665,993	662,707	675,477	689,333	703,244	718,097	730,897	741,733

2 歳出

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
総務管理費	38,084	36,909	38,497	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
施設管理費	233,507	204,869	202,818	172,500	159,200	161,100	163,000	165,000	167,000	169,000	171,000
施設総務費	90,604	50,599	40,132	20,500	5,200	5,100	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
施設維持費	142,903	154,270	162,686	152,000	154,000	156,000	158,000	160,000	162,000	164,000	166,000
元金	281,718	295,891	310,621	322,859	336,493	351,089	366,964	383,033	400,268	415,691	429,373
利子	137,829	130,066	133,066	128,634	125,014	121,288	117,369	113,211	108,829	104,206	99,360
繰上充用金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 B	691,138	667,735	685,002	665,993	662,707	675,477	689,333	703,244	718,097	730,897	741,733

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
歳入総額	691,138	667,735	685,002	665,993	662,707	675,477	689,333	703,244	718,097	730,897	741,733
歳出総額	691,138	667,735	685,002	665,993	662,707	675,477	689,333	703,244	718,097	730,897	741,733
歳入歳出差引額 C (A - B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越財源額 D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度からの繰上充用額 C-D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
単年度収支	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入れ額 E	116,124	132,663	137,695	124,681	126,550	128,571	131,283	133,743	136,514	139,261	141,964
うち資本費平準化債 F	111,000	124,000	139,000	146,000	153,000	161,000	168,000	176,000	184,000	190,000	194,000
E及びFを除いた単年度収支	△ 227,124	△ 256,663	△ 276,695	△ 270,681	△ 279,550	△ 289,571	△ 299,283	△ 309,743	△ 320,514	△ 329,261	△ 335,964

使用料体系の変遷

資料6-6

条例制定・改正日	S49.7.3	S57.7.8	S60.10.1	S63.9.30	H5.3.26	H7.12.9	H18.12.25	改正案
条例施行日	S49.7.4	S57.8.1	S60.10.1	S63.10.1	H5.4.1	H8.4.1	H19.4.1	H25年度
基本水量 A	8㎡	8㎡	10㎡	10㎡	10㎡	10㎡	10㎡	8㎡
基本使用料 B	320円	320円	500円	620円	670円	800円	1,100円	1,100円
基本使用料単価 B/A (C)	40円/㎡	40円/㎡	50円/㎡	62円/㎡	67円/㎡	80円/㎡	110円/㎡	137.5円/㎡
超過使用料の区分	無段階	4段階	5段階	5段階	5段階	6段階	6段階	7段階
最低単価 D	40円/㎡	50円/㎡	60円/㎡	75円/㎡	90円/㎡	108円/㎡	120円/㎡	132円/㎡
最高単価 E	40円/㎡	65円/㎡	100円/㎡	150円/㎡	200円/㎡	241円/㎡	260円/㎡	275円/㎡
D/C	100.0%	125.0%	120.0%	121.0%	134.3%	135.0%	109.1%	96.0%
累進度 E/C	100%	162.5%	200.0%	241.9%	298.5%	301.3%	236.4%	200.0%
E/D	100.0%	130.0%	166.7%	200.0%	222.2%	223.1%	216.7%	208.3%
浴場汚水等 F	20円/㎡	20円/㎡	35円/㎡	50円/㎡	55円/㎡	65円/㎡	70円/㎡	77円/㎡
F/C	50.0%	50.0%	70.0%	80.6%	82.1%	81.3%	63.6%	56.0%

具体的使用料の体系

基本料金	8㎡まで	320円	8㎡まで	320円	10㎡まで	500円	10㎡まで	620円	10㎡まで	670円	10㎡まで	800円	10㎡まで	1100円	8㎡まで	1100円
超過使用料 (従量料金)	8㎡超	40円/㎡	~50㎡	50円/㎡	~20㎡	60円/㎡	~20㎡	75円/㎡	~20㎡	90円/㎡	~20㎡	108円/㎡	~20㎡	120円/㎡	~20㎡	132円/㎡
			~50㎡		~50㎡	70円/㎡	~50㎡	90円/㎡	~50㎡	116円/㎡	~50㎡	140円/㎡	~50㎡	154円/㎡	~50㎡	171円/㎡
			~100㎡	55円/㎡	~100㎡	80円/㎡	~100㎡	115円/㎡	~100㎡	152円/㎡	~100㎡	183円/㎡	~100㎡	200円/㎡	~100㎡	223円/㎡
			~1000㎡	60円/㎡	~1000㎡	90円/㎡	~1000㎡	135円/㎡	~1000㎡	183円/㎡	~500㎡	218円/㎡	~500㎡	236円/㎡	~500㎡	260円/㎡
			1000㎡超	65円/㎡	1000㎡超	100円/㎡	1000㎡超	150円/㎡	1000㎡超	200円/㎡	~1000㎡	226円/㎡	~1000㎡	244円/㎡	~1000㎡	270円/㎡
浴場汚水	20円/㎡	20円/㎡	35円/㎡	55円/㎡	55円/㎡	65円/㎡	70円/㎡	77円/㎡								
温泉汚水	なし	なし	35円/㎡	55円/㎡	55円/㎡	65円/㎡	70円/㎡	77円/㎡								

平均改定率		45.0%	41.1%	42.9%	28.7%	18.0%	15.0%	10.0%
改定理由等		物価上昇を考慮	温泉汚水を特別料金とした理由 ①汚れの程度がよい ②排水量が大きい ③他市の例がある なお、当時27件あった一般利用は水量把握の困難を理由に賦課せず。	自治省指示は、汚水資本費の80%を使用料対象経費に算入、当面、汚水資本費のうち私費負担すべきとされる部分の15%を算入することとした。	独立採算制を目指すべきところ、使用料回収率が42%から45%程度であることから値上げすることとした。 汚水資本費のうち私費負担すべきとされる部分の34%を算入することとした。	独立採算制を目指すべきところ、使用料回収率が50%程度であることから値上げすることとした。 汚水資本費のうち私費負担とされる部分の37.8%を算入することとした。(H12年度目標50%) 1000㎡までの区分のうち500㎡以下の使用者が9割であることを考慮して500㎡の区分を新設した。	市・町合併による料金統一を図るとともに、経営安定化のために料金水準の適正化を図った。 汚水資本費のうち私費負担すべきものについて全額算入が原則だが、資本費準化債等により、緩和を図った。	平成28年度末の累積赤字解消を目指して、一般汚水及び浴場汚水・温泉汚水の使用料を平均10%値上げすることとした。 基本使用料の水量を水道に合わせ、8㎡とした。 水量ランクを増やして単価間の格差を縮めたほか、累進度を引き下げた。